

# 京都市市営住宅駐車場管理要綱

平成13年 9月28日都市計画局長決定

平成17年 5月 9日改正

平成21年 3月30日改正

平成26年 3月17日改正

平成28年12月 1日改正

平成31年 3月26日改正

令和 2年 3月26日改正

令和 3年 3月25日改正

令和 4年 9月30日改正

令和 5年 3月30日改正

令和 5年 8月28日改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、条例第32条第1項に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 自動車を所有し又は使用する市営住宅の入居者を構成員として組織されている自治会その他の団体をいう。
- (2) 個人貸し 第2条の2第1項各号に掲げる市営住宅の入居者等に駐車場の区画の使用を承認する場合をいう。
- (3) 面貸し 駐車場の複数区画の使用を一括して自治会等に使用承認する場合をいう。

## (個人貸し駐車場の区画使用者)

第2条の2 個人貸し駐車場の区画の使用の申込みができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 条例第3条に規定する入居承認を受けた者で、居住する市営住宅（街区がある場合は、同一街区内の市営住宅。以下、同じ。）の駐車場の区画を使用しようとするもの。
  - (2) 建替えその他の移転を伴う事業により市営住宅以外の住宅に仮移転する者で、引き続き従前の区画を使用しようとするもの。
  - (3) 京都市市営住宅住宅変更実施要綱第2条第1号の住宅変更を行った者で、引き続き同一区画を使用しようとするもの。
  - (4) 市営住宅の目的外使用許可を受けた者（以下「目外許可者」という。）、従業員等目外許可者を補助する者又は市営住宅の目的外使用許可の使用目的に従って居住する者（目外許可者を除く。）で、使用又は居住する市営住宅の駐車場又は本市が指定する市営住宅の駐車場の区画を使用しようとするもの。
  - (5) 市営住宅に隣接する公共施設に勤務する者で本市が認めるもの。
- 2 前項の者は、次の各号の要件を満たさなければならない。
- (1) 有効期間の自動車検査証で所有者又は使用者として登録されていること又は使用承認後2か月以内に、使用する車両の自動車検査証に所有者又は使用者として登録されることが確実であり、その旨を誓約していること。
  - (2) 条例第26条第4項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当しないこと。
  - (3) 条例第32条第3項に規定する駐車場の使用料（以下「使用料」という。）を滞納していないこと。
  - (4) 過去に駐車場の不正な使用を行っていないこと（ただし、過去に不正を行っている場

合であっても、現に不正を是正している場合は当該要件を満たすものとみなす)。

(6) 目外許可者が、目的外使用許可の取消要件に該当しないこと。

(個人貸し駐車場における区画数の制限)

第2条の3 個人貸し駐車場において使用を認める駐車区画の数は、1住戸につき1区画とする。ただし、恒常的に空き区画が生じている駐車場においては、整備区画の9割を超えず、建替え等本市事業の実施に支障がない範囲で、1住戸につき2区画以上の使用を認めることができる。

(面貸し駐車場の区画使用者)

第2条の4 自治会等は、建替え等本市事業の実施に支障がない範囲で、次の各号に掲げる者に駐車区画の使用を認めるものとする。ただし、第5号に規定する者については、予め本市の了承を得ることとする。

- (1) 自治会等の構成員
- (2) 建替えその他の移転を伴う事業により市営住宅以外の住宅に仮移転する者で、引き続き同一区画を使用しようとするもの。
- (3) 京都市市営住宅住宅変更実施要綱第2条第1号の住宅変更を行った者で、引き続き同一区画を使用しようとするもの。
- (4) 目外許可者、従業員等目外許可者を補助する者又は市営住宅の目的外使用許可の使用目的に従って居住する者(目外許可者を除く。)
- (5) 市営住宅に隣接する公共施設に勤務する者その他本市が必要と認める者

(対象自動車の制限)

第3条 駐車しようとする自動車は、駐車場の区画内に他の区画の使用の妨げにならないように駐車することができるものでなければならない。ただし、機械式又は立体式の駐車場については、それぞれの施設の使用に支障のない規格のものでなければならない。

(使用の申込み)

第4条 個人貸し駐車場の区画の使用を希望する者(以下「個人申込者」という。)は、規則第19条第2項の規定に基づき、承認申込書(第1号様式)に自動車検査証の写し(新たに車両を購入する場合又は本人若しくは同居者が自動車検査証に所有者若しくは使用者として登録されていない場合は、誓約書(第1号様式の2))を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 第2条の3ただし書の個人申込者は、第2条の2第1項第1号及び第4号の者の区画(1区画目に限る。)が不足することとなった場合には、当該申込みに係る承認が取り消されること予め了承したうえで申し込むものとし、2区画以上の使用に係る誓約書(第1号様式の3)を市長に提出しなければならない。
- 3 面貸しを希望する自治会等は、面貸し駐車場の区画使用者の合意により構成されており、面貸し駐車場の管理に関する責任体制が明確にされている団体でなければならない。
- 4 前項に掲げる自治会等は、使用申込書(第2号様式)、団体規約、団体役員名簿、構成員名簿及び使用する区画を指定する書類を市長に提出しなければならない。

(面貸し駐車場における台数の変更)

第4条の2 自治会等は、使用する駐車場の区画数に変更があるときは、変更が生じる月の前月の末日までに、使用区画数変更申込書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用者の選定)

第5条 市長は、第4条に規定する承認申込書又は使用申込書を提出した者(以下「申込者」という。)が、第2条の2、第2条の3及び第3条及び第4条第3項の規定に該当することを確認のうえ、駐車場を使用する者を決定する。

- 2 市長は、申込者が第2条の2、第2条の3及び第3条及び第4条第3項の規定に該当しないとき、現に面貸しの承認をしている区画について、第4条第1項の規定による個人貸しの承認申込みがあったとき、又は建替え等本市事業の実施に支障があるときは、不承認通知書(第4号様式)により申込者に使用を不承認とする旨を通知するものとする。
- 3 市長は、使用の申込みのあった駐車場に空き区画がない場合は、申込順に予備登録し、

駐車場に空き区画が生じたときは、第2条の2、第2条の3及び第3条までの規定に該当することを確認のうえ、その順位に従って逐次使用者を決定するものとする。ただし、第2条の2第1項第2号及び第3号に該当する者は、予備登録された者に優先するものとする。

- 4 市長は、第2条の3ただし書の個人申込者については、第2条の2及び第3条の規定に該当することを確認のうえ、使用者を決定する。ただし、当該申込者の数が対象となる駐車区画数を超えた場合は、抽選等により公正に使用者を決定するものとする。この場合、承認されている区画数が少ないものを優先的に決定する。
- 5 予備登録がなく、空きの区画がある場合の使用者の決定は、建替え等本市事業の実施に支障を来さない限り、先着順とする。

(使用の承認及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により決定した者に対して、条例第32条第2項の規定により駐車場の使用を承認するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により駐車場の使用承認を受けた者（以下「駐車場使用者」という。）に対して、承認通知書（第6号様式（個人貸し）、第6号様式の2（面貸し））により、その旨を通知し、駐車場の区画の使用者が個人の場合については、駐車場使用承認証（第7号様式）を交付するものとする。
- 3 市長は、第4条の2に規定する使用区画数の変更の申込みがあったとき（ただし書の場合を含む。）は、建替え等本市事業の実施に支障を来さない限り、使用区画数の変更を承認することができるものとし、使用区画数の変更を承認したときは、区画数変更承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(使用期間)

第7条 使用期間は、4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。ただし、使用開始指定日が4月1日以外の日であるときは、その日後最初に到来する3月末日までとする。

- 2 市長は、前項の使用期間が満了する日（以下「使用期間満了日」という。）の10日前（面貸し駐車場の場合にあつては、申出の期日は使用期間満了日の3か月前）までに、駐車場使用者から第13条第1項の規定による明渡しの申出がなければ、使用期間満了日の翌日の4月1日から翌年3月末日まで使用期間を更新するものとし、その後においても同様とする。ただし、個人貸し駐車場の区画について、翌年度（使用期間満了日の翌日の4月1日からその翌年3月末日までの間をいう。）の面貸しを承認している場合は、使用期間を更新しないものとする。
- 3 前項ただし書の規定により、個人貸し駐車場の使用期間を更新しない場合は、市長は、使用期間満了日の1か月前までに、駐車場使用者（面貸しの場合を除く。）に対して、翌年度から面貸しへ移行する旨を、個人貸しの使用期間について（第16号様式）により通知するものとする。

(使用料の納入方法等)

第8条 使用料の納入は、口座振替の方法によるものとする。ただし、特に市長が認めた場合はこの限りでない。

- 2 使用料は、使用を開始する月から徴収するものとする。また、使用の変更又は停止を月の途中で行う場合は、市長は、使用の変更等を行った日の属する月の分まで徴収するものとする。

(使用料の滞納措置)

第9条 市長は、毎月末日までに使用料を納入しない駐車場使用者に対し、納入の督促を行うものとする。

- 2 市長は、前項による督促に応じない駐車場使用者に対し、納入の催告を行うものとする。

(駐車場使用者の遵守事項)

第10条 駐車場使用者は、駐車場の適正な管理を図るため、次の各号の規定を遵守しなければならない。

- (1) 危険物又は他の自動車の駐車に支障となる荷物若しくは動物を積載しての駐車をしないこと。
- (2) 駐車場内での洗車、オイル交換等をしないこと。

- (3) 駐車場内での騒音の発生等生活環境に支障となる行為をしないこと。
- (4) 他の自動車の駐車を妨げる行為をしないこと。
- (5) 常に清掃するなど、清潔を保つこと。
- (6) 駐車場内では徐行すること等により安全運転に努めること。
- (7) 駐車場内での事故を未然に防ぐように努めること。
- (8) 第6条第2項に規定する駐車場使用承認証を表示し、所定の区画に駐車すること。
- (9) 第6条第1項の規定により承認された車両以外の車両の駐車その他承認条件に違反する行為を行わないこと。
- (10) 個人貸しの場合において、第6条第1項の規定により承認を受けた区画を転貸しないこと。
- (11) 使用料の納入その他の債務を遅滞なく履行すること。
- (12) その他駐車場を正常に使用できるように努めること。
- (13) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障となる行為をしないこと。

(損害の賠償)

第11条 故意又は過失により、駐車場の施設又は付属設備に損害を与えた者は、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用の承継)

第12条 次に掲げる要件を満たす者は、駐車場使用者（面貸しの場合を除く。次項において同じ。）が死亡又は市営住宅から退去した場合において、次項各号のいずれかに該当するときを除き、市長の承認を受けて引き続き従前の区画を使用することができる。ただし、次項各号のいずれかに該当するときを除く。

- (1) 条例第24条第1項の規定により、市営住宅の入居承継の承認を受けた者であること。
  - (2) 本人又は同居者が、使用する車両の自動車検査証上で所有者若しくは使用者として登録されている者又は使用の承継の申込後2か月以内に自動車検査証に所有者若しくは使用者として登録されるよう手続を行う誓約をする者であること。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承継の承認はしない。
- (1) 使用の承継の承認を受けようとする者（以下「承継申込者」という。）が市営住宅駐車場区画に係る使用料を滞納しているとき、又は前駐車場使用者の使用料債務を支払わないとき。
  - (2) その他市営住宅の管理上支障があるとき。
- 3 承継申込者は、使用承継申込書（第9号様式）に自動車検査証の写し（新たに車両を購入する場合又は自動車検査証に所有者若しくは使用者として登録されていない場合は誓約書（第1号様式の4））を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、使用の承継を承認したときは使用承継承認通知書（第10号様式）により、使用の承継を承認しないときは使用承継不承認通知書（第10号様式の2）により、承継申込者に通知するものとする。

(使用の辞退及び変更)

第13条 駐車場使用者は、市営住宅を明け渡すとき又は駐車場の使用を辞退するときは、使用を中断する10日前までに規則第16条に規定する明渡届出書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、面貸し駐車場の場合にあっては、3か月前までに明渡届出書（第11号様式の2）を提出しなければならない。

2 駐車場使用者（面貸しの場合を除く。）は、自動車検査証上の使用者、所有者又は車両等に変更が生じたときは、速やかに変更届出書（第12号様式）に自動車検査証の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第14条 市長は、駐車場使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 駐車場使用者が第2条の2、第2条の3、第3条及び第4条第3項に該当しなくなったとき。
- (2) 第2条の2第2項第1号又は第12条第1項第2号に規定する誓約をした者が、期限内に要件に適合する自動車検査証の写しを提出しないとき。
- (3) 第2条の4第1項第2号及び第3号に該当する者が新たに仮移転又は住宅変更の日を

使用開始日とする第4条の申込みをするときであって、従前の承認を取り消すとき。

- (4) 正当な理由がなく、1か月以上駐車場を使用しないとき。
  - (5) 不正な行為によって駐車場を使用しようとしたとき。
  - (6) 規則第20条第1項に規定する使用料を3か月分以上滞納したとき。
  - (7) 原動機を撤去済み又は自動車検査登録制度による検査（車検）の期間切れ等の事情から、自動車として使用できないことが明らかであるもの（以下「放置車両」という。）を駐車場に放置しているとき。
  - (8) 個人貸しの承認を受けた駐車場を転貸しているとき。
  - (9) 目外許可者が、目的外使用許可の取消要件に該当するとき。
  - (10) 条例、規則又はこの要綱に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による承認の取消しをしたときは、承認取消通知書（第13号様式）により駐車場使用者に通知するものとする。

（駐車区画の変更又は使用停止）

第15条 市長は、駐車場使用者が現に使用している区画を変更し、又は使用を停止することができる。

- 2 駐車区画の変更を希望する者は、区画変更申込書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、駐車区画の変更を承認したときは、区画変更承認通知書（第15号様式）により通知するものとする。
- 4 現に空き区画がないとき又は希望の区画が空いていないときは、第5条第3項の予備登録に含めて順位を登録する。

（明渡しの請求等）

第16条 市長は、条例第26条第4項の規定に該当するときのほか、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場使用者に駐車場の明渡しを請求しなければならない。

- (1) 第7条に規定する使用期間が満了したとき。
- (2) 市営住宅を明け渡したとき、又は駐車場の使用を辞退したとき。
- (3) 第14条第1項の規定により駐車場の使用承認を取り消されたとき。

（保管責任の免責）

第17条 駐車場内において天災、火災、自動車事故又は盗難その他の事由により生じた駐車場使用者の自動車又は身体の損害若しくは遅延による損害に対し、市長は一切その責任を負うものではない。

（保管場所の証明）

第18条 市長は、駐車場使用者又はその同居者（面貸しの場合を除く。次項において同じ。）で、かつ、自動車検査証上で登録されている所有者若しくは使用者又はそれらの予定者（第2条の2第2項第1号又は第12条第1項第2号に規定する誓約をした者をいう。）である者から請求があった場合は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条第1項第1号に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面に必要な証明を行うことができるものとする。

- 2 前項の証明は、駐車場使用者が第14条第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該駐車場使用者又はその同居者に対して行わないものとする。

（駐車場の台帳の整備等）

第19条 市長は、駐車場の管理に係る台帳を備え、駐車場使用者及び駐車車種の異動等を常に把握するものとする。ただし、自治会等が一括して使用する場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自治会等の構成員のうち、駐車場を使用する者は、第5条第1項に規定する方法で決定するものであること。
- (2) 自治会等の構成員のうち、駐車場を使用する者及び駐車車種の異動等を、第21条の規定により京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）が管理を行う場合に準じて、常時把握していること。
- (3) 市長が必要と認めるときは、前2号に係る事項を市長に報告すること。
- (4) 自治会等の規約、役員、構成員に変更があったときは市長に届け出ること。

(無断駐車対策等)

第20条 市長は、駐車場内に承認を受けずに駐車している車(以下「無断駐車車両」という。)を認知したときは、撤去勧告等必要な措置を講じるものとする。

2 前項による撤去勧告等によっても無断駐車が解消されないときは、無断駐車を行っている者に対し、撤去に係る指導、法的措置等の必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、無断駐車車両や放置車両の所有者又は使用者が分からない場合において、駐車場の管理上必要と認めるときは、ナンバープレート(自動車登録番号標又は車両番号標)又は車台番号等の情報に基づき調査を行うものとする。

(管理の特例に関するこの要綱の規定の準用)

第21条 第4条から第20条まで(第8条を除く。)の規定は、条例第36条の規定により公社が公営住宅及びその附属施設の管理を行う場合について準用する。ただし、市長と公社の協議により別段の定めをしたときは、この限りでない。

(管理の再委託)

第22条 公社は、自治会等に対し、駐車場の管理の一部を再委託することができる。

2 公社は、再委託するに当たって、駐車場使用者に関する情報提供について、協力するものとする。

3 第1項の委託の期間は、委託契約を締結した日から当該年度の末日(3月末日)までの間とする。

4 前項の期間の満了の日の1か月前までに双方何らの意思表示をしないときは、当該委託に係る期間は、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(補則)

第23条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 京都市営住宅団地駐車場整備実施要綱(平成6年12月1日決定)は、廃止する。

(使用者の決定に関する経過措置)

3 この要綱の施行前に既に適正な方法により駐車場を使用しており、施行後も使用を希望するものについては、自治会等が承認申込書の受理に関すること等の駐車場管理の再委託を受ける場合に限り、抽選等の方法によらずに使用者として決定することができる。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第7条第2項中「までに、使用者」の右に「又は市長」を加える改正規定は、決定の日から実施する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱施行に当たり、必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に既に駐車場を使用しており、施行後も使用を希望し、第2条の使用資格を満たしているものについては、抽選等の方法によらずに使用者として決定することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月1日決定）

（施行期日等）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱施行に当たり、必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成31年3月26日決定）

（施行期日等）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱施行に当たり、必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日決定）

（施行期日等）

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日決定）

（施行期日等）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月28日決定）

（施行期日等）

1 この要綱は、決定の日から施行する。